

1	動物の愛護及び管理に関する法律とは	3
2	飼い主に守ってほしい7か条	8
3	みだりな殺傷、虐待や遺棄の禁止	10
4	動物取扱業の規制	12
5	実験動物や産業動物の飼養及び保管	17
6	特定動物の飼養の規制	18

人と動物のよりよい関係をめざして

動物は、私たちの生活を様々なかたちで豊かにしてくれる、人間にとってかけがえのない存在です。しかし、一部では、動物の虐待や遺棄、悪質な業者による販売、動物愛護団体の不適切な飼養、多頭飼育による崩壊などが見受けられ、社会問題になっています。また、マナーの悪い飼い主が問題となっており、鳴き声・悪臭など近隣への迷惑や、動物による傷害事件なども依然として発生しています。さらに、災害時における飼養動物との同行避難といった災害への備えにも関心が高まっています。

このような状況を踏まえ、動物の愛護及び適正な管理のより一層の推進を図るために、平成24年9月、「動物の愛護及び管理に関する法律」が改正され、平成25年9月1日から施行されました。

動物の愛護及び管理に関する法律のあゆみ

- 昭和48年 「動物の保護及び管理に関する法律」制定
- 平成11年 「動物の愛護及び管理に関する法律」に名称変更
動物取扱業の規制、飼い主責任の徹底、虐待や遺棄にかかわる罰則の適用動物の拡大、罰則の強化など大幅に改正
- 平成17年 一部改正（動物取扱業の規制強化、実験動物への配慮、特定動物の飼養規制の一律化、罰則の強化など）
- 平成24年 一部改正（終生飼養の明文化、動物取扱業の規制強化、罰則の強化など）